



年 組 名前

道新ワークシート

不当な扱い、後絶たず

盲導犬同伴断る店、ろうあ者宿泊拒む施設…

障害者差別解消法施行から3年

障害のある人への差別を禁じる障害者差別解消法が施行から3年が過ぎた。法への理解は徐々に広がりつつあるものの、障害者が不当な扱いを受

「初めから受け入れを拒否しないで、話し合う機会がほしい」。札幌市豊平区のAさん(29)はそう語る。



訪れる飲食店の多くは盲導犬同伴で利用できるようになってきたが、札幌市内の菓子店では当初、入店を断られた。身体障害者補助犬法は不特定多数が利用する店で盲導犬などの同伴受け入れを義務付けている。

Aさんは、法で同伴が認められていることを説明して何度も頼み込むと、店員から「今日だけです」と言われた。店舗入口そばの席を条件に入店を許された。ほかに空席はあったが、その席が空く

まで1時間近くも待たされたという。

2月、長女を出産。子供向けイベントに行こうと盲導犬の同伴を問い合わせると、来場を断られた。Aさんは「犬がいると、ほかの親が不安になる気持ちも分かる。無理にお願いしたくはないが、子供にはいろいろなものを見せてあげたい」と語る。

札幌市で障害者向け賃貸住宅などを運営するBさんは四肢まひと呼吸不全があり、電動車いすが欠かせない。5月の大型連休中の出勤に、車いすのまま乗車できるユニバーサルデザイン(UD)タクシーを予約しようとした。タクシー会社事前に連絡したが「予約がいっぱい受けれ

ない」と断られた。ところが出勤日の朝、別の会社のタクシーで勤務先に向かう途中、予約を断られた会社のUDタクシーが空車で走っているのを何台も見て驚いた。来年の東京五輪・パラリンピックを控え「さまざまな障害のある人が道内に観光でやってくる。大勢の人が利用する店舗や交通機関には法律の中身を知ってほしい」と訴える。

当事者団体、法の見直し求める

不当な差別的取り扱いの禁止の具体例

- 受け付けの対応を拒む
- 本人を無視して介助者や支援者だけに話しかける
- 学校の受験や入学を拒否する
- 不動産会社が障害者向け物件はないと対応しない
- 保護者や介助者が一緒にいないと店に入れない



合理的配慮の具体例

- 障害のある人の障害特性に応じて座席を決める
- 障害のある人から書類の代筆を頼まれたら、問題がない場合は、その人の意思を確認しながら書く
- 絵や写真のカードやタブレット端末を使って意思を伝え合う
- 段差がある場合にスロープなどを使って補助する



※内閣府の資料を基に作成

障害者差別解消法は2016年4月に施行。受験や入学の拒否や介助者不在を理由に入店を断ることなど「不当な差別的取り扱い」を禁じた。講演などで障害の特性に応じて座席を決める「合理的配慮の提供」も求めている。表々。ただ、施行後も障害のある人の受け入れを拒む事例は絶えない。18年、静岡県熱海市の宿泊施設が聴覚障害を理由に全日本ろうあ連盟青年部約100人の宿泊依頼を断ったほか、有名アーティストのコンサートで知的障害のある人が療育手帳を身分証として提示したところ、入場を拒まれた。

※参考資料：内閣府HP：『合理的配慮等具体的例データ集』<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>
2019年7月2日(火) 朝刊 全道遅版 生活・暮らし13面(記事は再編集しています)

①障害のある人への「不当な差別」にはどんなものがあるか、考えてみましょう。

②障害のある人へどのような「合理的配慮」を行うことで、その人らしさを認め合いながら共に生きる